

Title	明治六年・天草血税一揆裁判小考
Sub Title	A Study on the Trial of the Peasants Uprising against the Military Service (Blood Tax) in the Amakusa District, 1873
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1986
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.59, No.5 (1986. 5) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860528-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19860528-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治六年・天草血税一揆裁判小考

手塚 豊

- 一 はしがき
- 二 事件の概況
- 三 裁判の経過と、その問題点
- 四 むすび

## 一 はしがき

明治六年七月、白川県天草地方において、いわゆる「血税一揆」が発生した。徴兵令反対闘争である。この事件については、地元の熊本地方においても、すでに貴重な史料紹介や、相当詳しい研究が行われているが、これまでの考察に洩れている問題も決してすくなくない。とくにその裁判についての検討は、これまでのところ史料不足のためか、きわめて不十分にしか行われていない状況である。

この事件を最初に採りあげた文献は、明治九年出版の「明治史要」で、その七年八月の条に、

長崎県下巻岐島士民徴兵ノ事ニ因テ嘯聚相擾ル、幾ナラスシテ鎮定ス三月ニ是ニ至リ平戸島肥前及ヒ白川県下草郡肥後天モ亦擾乱ス既  
ニシテ皆平ク

とある。<sup>(1)</sup>しかし、この記述では、天草血税騒動が、明治七年八月頃の事件のように誤解されるおそれがある。つづいて明治十八年出版の「明治政覧」にも、

六年八月十七日、白川県下天草郡ノ農民等徴兵令ニ血税ノ文字アルヲ誤解シ四百余人集合暴動ス尋テ鎮定ス

とある。<sup>(2)</sup>この記述もまた事件の時期を六年八月としてゐる点、一カ月のズレがある（正確には六年七月）。その後、明治、大正の文献で、この事件にふれたものは、私の知る限り見当たらない。

昭和六年出版の土屋喬雄、小野道雄編「明治初年農民騒擾録」には、次の記事がある。<sup>(4)</sup>

明治六年七月天草郡崎津村騒擾

明治六年六月十五日、天草郡（註 当時白川県管下）崎津村の民四百余人党を結び、戸長以下村吏の家を毀つ。

是より先徴兵年令の者を調査す。血税の文を誤解し流言をなすものあり。六月十四日崎津村の民党を結び、村廨を鹵掠し簿書を奪はんとす。十戸長山本源吉等百方護衛党民志を得ずして去。翌十五日隣村今富を煽動四百余人を集合し、副戸長以下村吏の宅五戸を毀つ。事本庁に聞ゆ。直ちに官吏を差し、巨魁を縛し村民を集めて之を曉諭す。事便ち止む。

註 「太政類典」所収の文書によればこの一揆は明治六年七月に起つてゐる。依つて標目は七月とし、年表も七月とした。

この記事は当時の内閣文庫蔵「府県史料」中の「熊本県史料」の転載であるが、これにより始めて天草血税騒動の概況が一般に伝えられたものとみていい。

昭和十八年に出版の松下芳男「徴兵令制定史」には、「白川県の騒動」として簡単な紹介があるが、これは前掲「明治初年農民騒擾録」を典拠にしたものであった。<sup>(8)</sup>

その後、戦前、戦後を通じ十数年に亘り、天草血税騒動に論及した文献は、私の知る限り見当たらない。

昭和三十一年、圭室諦成氏により、貴重な史料が覆刻、発表された。「熊本史学」第九号所載の「明治初年熊本県関係農民騒擾録」が、それである。<sup>(9)</sup>これは前述の「明治初年農民騒擾録」の記事と、熊本県立図書館所蔵の旧県庁文書「明治五年・公文類纂・官省一途四」中の関係文書（関係者に対する量刑を白川県から司法省へ伺い出た文書と、司法省指令の一部）を覆刻したものであった。とくにその後者の文書によって主たる関係者の氏名がはじめて明らかになったのである。しかし、この文書には主要部分に脱落があるため、思わざる誤解を生む原因ともなった。また、覆刻に際しての誤りも若干ある。これらの点は後述する。

翌昭和三十二年に出版の原田敏明「熊本県の歴史」には「天草地区の農民騒動」として簡単な記事があるが、その典拠は前掲の「明治初年農民騒擾録」だけのものである。同年出版の「日本歴史大辞典」の「血税騒動」の項は、天草の騒動に若干言及している。<sup>(11)</sup>

翌三十三年の青木恵一郎「日本農民運動史」第二巻は、「天草島の崎津今富村民起つ」として事件の概略を述べているが、関係者の氏名は全く明示していない。前掲の圭室氏の紹介を参照されなかつたのであろう。

昭和三十六年出版の「熊本県史」近代編には「天草郡崎津村の血税騒動」として簡単な記事を掲げ、主犯として吉川寅太郎唯一人の名を明らかにしている。<sup>(13)</sup>圭室氏が紹介された前掲旧県庁文書を参照されたのである。翌三十七年出版の「天草の歴史」の記事も、それとほぼ同様である。<sup>(14)</sup>同年出版の熊本日日新聞社の「熊本県の歴史」第五巻の記事は、きわめて簡単である。<sup>(15)</sup>

昭和三十八年出版の「熊本県議会史」第一巻は、前掲「府県史料」の記事をそのまま引用して「血税騒動」の説明に当てている。<sup>(16)</sup>

昭和四十二年出版の青木虹二「明治農民騒動の年次的研究」は、前掲「明治初年農民騒擾録」の記事を典拠にして、その年表に「天草騒動」を掲げている。<sup>(17)</sup>

翌四十三年出版の中富道盛「熊本県の歩み」の記事は、物語風に天草血税騒動を紹介したものであった。<sup>(18)</sup>

昭和四十四年四月、この天草血税一揆に関する劃期的な研究が、はじめて発表された。鶴田八洲成（文史）氏が「天草史談」第二十号に寄せられた「天草」血税騒動の地域史研究<sup>(19)</sup>がそれである。この論文は、前述の「府県史料」、「太政類典」、圭室氏紹介の「熊本県公文類纂」などの原史料を利用すると共に、その「公文類纂」によって明らかにした吉川寅太郎他十四名の経歴、および襲撃をうけた村吏の経歴、家族状況などを精査し、さらに関係者の親族あるいは知人、故老などの「口書」を蒐め、用意周到な考察を行っている。現地の研究者の強みを、遺憾なく發揮した業績であった。さらに鶴田氏は翌四十五年に「天草史談」第二十一号に発表された「天草」徴用騒動の地域史研究<sup>(20)</sup>に附載の「明治六年天草高戸の血税騒動」において、天草の血税一揆は、崎津、今富二村のみではなく、高戸においても発生していたことを考証された。<sup>(21)</sup>

しかし、鶴田氏が利用された「熊本県公文類纂」中の文書には、前にも一言したごとく主要な個所に脱落があるため、残念ながら若干の点で誤った考証が行われている。この点、後述する。

その後の文献にも、この血税騒動にふれたものは決してすくなくない。例えば青木虹二「百姓一揆綜合年表」（昭和四十六年）、森田誠一「熊本県の歴史」（昭和四十七年）、菊池邦作「徴兵忌避の研究」（昭和五十二年）、<sup>(22)</sup>「熊本県警察史」第一巻（昭和五十四年）、岩本税、水野公寿編「郷土史辞典」（昭和五十五年）、<sup>(23)</sup>熊本日日新聞社編「新熊本の歴史」6（昭和五十五年）<sup>(24)</sup>などは、それぞれ天草血税騒動に論及しているが、格別な新史料を織りこんだものは、ほとんど見当らない。

最近、私は旧司法省保管文書中に、この事件に関する書類が存在するのを知った。<sup>(25)</sup>それは、裁判関係の文書であり、白川県から司法省に対する量刑の伺、それに対する司法省指令、それに白川県聴訟課の取調記録（被告九十六名の口供書）である。その内、白川県併に司法省指令の一部は、前述の「熊本県公文類纂」に所収されているが、完全

な白川県伺と司法省指令の全文および全被告の口供書は、いままで全く知られていなかったものである。

本稿は、主としてこれらの記録を利用し、天草血税騒動の裁判の経緯を解明せんとするものである。未熟な拙稿ではあるが、大方の御示教が得られれば寔に幸である。

- 要言。
- (1) 「明治史要・昭和八年版上巻・三五一頁。同書第一編(慶応四年―明治七年)の出版は、明治九年三月である(「明治史要」緒言)。
  - (2)(3) 「明治政覧」・明治十八年(昭和五十一年版)・三七〇頁―三七二頁。この記事にいう「八月十七日」は、白川県から大蔵省への届出日であって(註5・参照)、事件発生日ではない。
  - (4) 土屋喬雄、小野道雄「明治初年農民騒擾録」・昭和六年・五五八頁。
  - (5)(6) 明治六年八月十七日、白川県より大蔵省への届書に「先月十四日云々」とあり、事件発生日が七月十四日であることを明示している(「太政類典」第二編第一四九巻。その原本は明治六年八月「公文録」大蔵省之部二)。「太政類典」・「公文録」共に旧内閣文庫(現国立公文書館)所蔵本である。因みに、騒擾事件の所管は、司法省の管であるが、その頃、各府県より大蔵省にもしばしば騒擾事件の届出が行われている。その事情については、上野利三「明治六年・敦賀県騒擾事件裁判の一考察」・手塚編「近代日本史の新研究」IV・昭和六十年・一七二頁―一七三頁註6・参照。
  - (7) 「白川県国史・政治ノ部・騒擾」・旧内閣文庫蔵「熊本県史料」一・「府県史料」。この記事は、編さんの際、天草血税騒動の発生日「明治六年七月十四日」を「六月十四日」と誤記したのである。
  - (8) 松下芳男「徴兵令制定史」・昭和十八年・二一八頁。
  - (9) 圭室諦成「明治初年熊本県関係農民騒擾録」(一)・熊本史学第九号・昭和三十一年・五二頁―五三頁。この紹介により、主犯吉川寅太郎他十四名の氏名が、はじめて明らかになったのである。
  - (10) 原田敏明「熊本県の歴史」・昭和三十二年・二六八頁。
  - (11) 「日本歴史大辞典」第七巻・昭和三十二年・一一七頁。昭和四十三年の改定版の記事も同様である(二三三頁)。筆者は原田勝正氏である。
  - (12) 青木恵一郎「日本農民運動史」第二巻・昭和三十三年・二〇四頁―二〇五頁。
  - (13) 「熊本県史」近代編第一・昭和三十六年・二七二頁。この項の執筆者は、犬童信義氏である。

- (14) 本渡市教育委員会編「天草の歴史」昭和三十七年・二一〇頁―二二二頁。執筆者は山口修氏である。ここでは天草血税騒動の発生年が「明治九年」と誤記されている（二一一頁）。
- (15) 熊本日日新聞社編「熊本の歴史」第五卷・昭和三十五年・七〇頁―七一頁。この巻の執筆者は山口修氏である。
- (16) 「熊本県議会議史」第一卷・昭和三十八年・二八三頁。この節の執筆者は、鈴木喬氏である。
- (17) 青木虹二「明治農民騒動の年次的研究」昭和四十二年・年表四二頁。
- (18) 中富道盛「熊本県の歩み」昭和四十三年・三二頁―三三頁。
- (19) 鶴田八洲成(文史)「天草」血税騒動の地域史研究」天草史談第二〇号・昭和四十四年・六二頁以下。
- (20) 鶴田八洲成「別稿・明治六年天草高戸の「血税騒動」」天草「徴用騒動」の地域史研究―西南戦争と天草―。天草史談第二一号・昭和四十五年・一一七頁。
- (21) その後、鶴田氏は「幕藩から明治への人民の闘い・天草」(歴史地理教育第一七一号・昭和四十五年・三二頁以下)、「明治六年天草徴兵反対闘争の研究」(歴史評論第二四六号・昭和四十六年・四一頁以下)、鶴田編「天草史跡文化遺産」(昭和四十六年・二一六頁)、「明治六年天草徴兵騒動と近代熊本」(近代熊本第一七号・昭和五十年・一一五頁以下)などにおいても、天草血税騒動について書かれているが、天草史談第二〇号所載論文(註19・参照)の要約であって、とくに重要な新しい史料の追加はみとめられない。また熊本日日新聞社編「熊本県大百科辞典」(昭和五十七年)にも、鶴田氏は「血税騒動」を書いておられる(三一六頁―三一七頁)。
- (22) 青木虹二「百姓一揆綜合年表」昭和四十六年・三五四頁。
- (23) 森田誠一「熊本県の歴史」昭和四十七年・二七一頁。
- (24) 菊池邦作「徴兵忌避の研究」昭和五十二年・一六三頁。
- (25) 「熊本県警察史」第一卷・昭和五十四年・一一三八頁―一一四一頁。ここでは関係者が匿名になっている。
- (26) 岩本税、水野公寿編「郷土史辞典」昭和五十五年・一六〇頁。
- (27) 水野公寿「立ち上った農民」熊本日日新聞社編「新熊本の歴史」6(近代上)・昭和五十五年・二二二頁。
- (28) 法務図書館蔵「諸県口書」賊盜・明治七年・七。

## 二 事件の概況

明治五年十一月二十八日、徴兵の詔書が發布され、さらに同日、太政官は徴兵告諭を發した。その中に「凡ソ天地ノ間、一事一物トシテ税アラサルハナシ。以テ国用ニ充ツ。然ラハ則チ人タルモノ固ヨリ心力ヲ尽シ、国ニ報セサルヘカラス。西人之ヲ称シテ血税ト云フ。其生血ヲ以テ国ニ報スルノ謂ナリ」(句読点手塚)という言葉があり、この「血税」の意味が実際に血をしぼり採られることと誤解され、それが直接の動機となつて、いわゆる「血税一揆」が全国各地に發生した。それは約十五件に達し、そのほとんどが関西以西であつた。<sup>(2)</sup>「徴兵令制定前後」(昭和七年)、「徴兵令制定史」(昭和十八年)などの著者松下芳男氏は、その原因として、第一に伝播性、すなわち「一県に起つた騒動が、直に隣県に波及」「常識に乏しき民衆は、動もすれば迷信に因はれ、浮説に乗ぜられ、又雷同性を有すること」と、第二に関西では「兵厄を受くること」が「東北地方に比して遙かに多い」「幕末にも……薩長兩藩共に對外戦争に苦杯を嘗めてゐる」ことなどから、徴兵に対する一般庶民の関心が中部以東よりもふかいこと、第三に当時の西南地方が、政治騒動勃発に適する要素を具備していたことを掲げておられる。<sup>(3)</sup>

天草における血税騒動もその一つであつて、前節で述べたごとく明治六年七月に勃発した。この模様は、翌八月十七日、白川県から大蔵省へ報告された。次の通りである。<sup>(5)</sup>

管内天草郡第五大区十小区崎津村之者共暴動ノ始末御届

当県管内天草郡之儀ハ西陲僻遠ノ民俗別ラ不相聞候処ヨリ今般徴兵令御規則之通年齢等取調候ニ付テハ血税ノ文字ヨリ歎種々虚妄ノ流言ニ誑惑セラレ只管恐懼ノ余全島ノ民心動揺候ニ付戸長ハ勿論出張之官員彼是示諭教誨致候中第五大区十小区崎津村之者共先月十四日同村社内ニ相集戸長等ヲ勸シ竟ニ詰所ニ乱妨シ刺ヘ隣村今富村並支村小島村ヲ煽動シ翌十五日都合四百余人集合シ副戸長筆生村用聞共之家屋破却ニ及候趣報知有之早速権大属宇佐川知則權少属渡辺平四郎十五等出仕今村純一並ニ取締組三十人差立百万説諭旁重立候者共ヲ捕縛シ同郡出張所ニ於札明且魁首捜索中ニ有之仍テ全島波及之勢モ相挫ケ全ク静謐ニ立至候此段

不閣御届仕候 以上

明治六年八月十七日

白川県権参事 嘉悦 氏 房

白川県権令 安岡 良 亮

大藏省事務総裁

参議 大隈 重 信 殿

この報告書は、八月二十三日、大隈参議から太政官にも上進された<sup>(6)</sup>。

この報告により、事件勃発後、白川県は宇佐川権大属を筆頭に、渡辺権少属、今村十五等出仕他取締組三十名を派遣して前後措置に当らせ、関係者の逮捕を始めたことがわかる。この頃、白川県の警保事務は、県の聴訟課の所管であり、取締組がそのことに当たっていた<sup>(7)</sup>。明治六年四月、県内を十六区域に分け(天草の場合は、第十五大区町山口、第十六大区牛深)、取締組員を配置したといわれているが、どこに屯所が置かれていたのか、正確にはわからない<sup>(8)</sup>。したがって、崎津地区へ派遣された取締組員がどここの所属であったかはわからない<sup>(9)</sup>。

この騒動について、主犯吉川寅太郎、吉川永一、松永寅松の三名は、十月十四日、白川県聴訟課の取調に対して、次のように自供している<sup>(10)</sup>。

- 一 自分共儀今般徴兵御編制ニ付当六月九日年齢十七歳之者エ戸長ヨリ印形被申付右募兵ニ付而ハ天草郡中血税等之儀ヲ誤解シ
- 十七歳ヨリ四十歳迄ハ物テ西洋又ハ蝦夷地等ニ追放タレ或ハ生血生油ヲ取ラレ候杯種々ノ流言ヲ孤嶋辺隅之愚民ニテ一途ニ信用イタシ右ノ通壯健ノ者共農兵トナリ老人ト婦人迄残り居候而ハ家産モ立兼父母兄弟ハ生キ別レト相成候段朝暮打欺キ居候処
- ニ猶又同月十四日二十歳ノ者モ調印致シ候様触レ方有之右年齢之者共父子ニ至リテハ親子之情態実ニ切迫之場ニ立至リ候処ヨリ申合セ人数減少之歎願致シ度トノ存念ニテ同日戸長宅エハ参リ不申却テ自村氏神社へ打寄候ヲ見聞致村中孰モ馳セ集リ候処

戸長參ラレ一応徴兵令之主意諷聞ケ説諭ニ相成候得共大勢之事ニテ貫徹イタシ兼徴兵ニハ是非行カネバナリ不申哉ト尋ネ候得ハ罰金二百七拾円差出候得ハ行クニ不及ト返答ノ言葉ニ益不審相増シ誰發意トモナク此節之徴兵規則等ハ上ヨリノ事ニテ無之必定戸長以下ノ役々金取りニ懸リ山師戸長ニ相違無之トロタニ言イ誓リ騒立候ニ付戸長制シ兼其場引取ニ相成候ユヘ自分共三人主ニ立跡ヲ慕ヒ參リ候ニハ孰モ同様付參リ候処戸長ハ町内ニテ旧庄屋吉田尚照宅へ立寄ニ相成同人ヨリ取隠シ応接モ無之故不埒ノ戸長打擲イタセ杯申誓リ詰所エ押懸ケ家居諸具等打破リ永一寅松儀ハ翌十五日今留村之者共ト俱ニ拔群之働キ致シ副戸長新井靖方(まき)筆生新井寛三地券掛筆生奥山重雅同手伝森浦保政村用岡田八平宅都合五軒家内所々打破リ孰モ其儘引取候事右之通相違不申上候 以上

明治六年十月十四日

吉川 寅太郎  
吉川 永一  
松 永 寅 松

この口供書には、戸長の姓名が出ていないが、それは第十小区戸長山本源吉である。<sup>(14)</sup>

彼等の自供によると、徴兵令実施のため、該当年齢者の調査に際し、「血税」の意味を「西洋又ハ蝦夷地等ニ追放」または「生血生油ヲ取ラレ候」との流言にまどわされ、七月十四日、抗議のため村の神社に集合したところ、鎮撫のため出向いた山本戸長の説明に「二百七十円差出候得ハ」徴兵を免かれるという一件があったため、村民は、徴兵規則が「戸長以下の役々」の者の「金取り」に利用されているものと思ひ込んで益々激昂し、戸長の跡を追って旧庄屋吉田尚照宅へ押掛けたが、戸長には面会出来ず、それがため、村民は戸長詰所を襲って、家財道具を打ちこわした。そして翌十五日には、吉川永一、松永寅松が主となり、若干の崎津村民並に今富村民有志と共に、副戸長新井靖方(まき)筆生新井寛三、地券掛筆生奥山重雅、<sup>(16)</sup>同手伝森浦保政、<sup>(17)</sup>村用岡田八平の五軒を襲って打ちこわしを行ったというのである。

また、崎津村浦部種松外四十二名の口供書によると、十五日の襲撃にも参加した崎津村の者は、吉川永一、松永寅松以外に、浦部種松、増田幾松、岩下太郎松、岩下岩松、増田吉松、浦本三吉、出崎辰次郎、山下幾松らであった。さらに、今富村の山下善太郎外四十八名の口供書によると、「血税」の意味を誤解して集合した彼等は「此ノ節ノ事ハ役人共之致シ方ニ相違無之段承リ重畳不快ニ存ジ」「棒抔ノ品ヲ所持致シ」、十五日の襲撃に参加したと述べている。彼等が崎津村の人々に同調した主たる原因は「役人共之致シ方」に反撥するためであった。

なお、最初に村民が戸長詰所を襲ったのは、徴兵該当者名簿を奪う目的であったという。<sup>(20)</sup>

前節で述べた鶴田氏の調査によると、当時の事情を関係者から聞いた増田為市（昭和四十四年当時八十才）の談話に、<sup>(21)</sup>

徴兵令が出されてから、それによって戸主はまぬがれますが、次男以下は徴兵にとられます。ただし二百円納める者はまぬがれるというのです。ところが、兵役はいやだが、そんなに大金はいつもでさえ貧しい漁民は払えないのです。そのことを見越した上で、いくらかのお金を納めた者は兵役にとられないように考慮するといってお金をとったそうです。そういうような不正を、村役人が役職をかさに行ったのです。そこで働き手をとられると、ますます貧しくなることを恐れた崎津の漁民達は怒って、若い者大勢が棒をもって村役人であった山本、新井・緒方・奥山・玉木・森浦等の家の諸道具を打ちこわしました。

とある。鶴田氏によると、この談話の内容は、別の古老中村幸一（昭和四十四年当時七十七才）の談話によっても裏付けられたとのことである。<sup>(22)</sup>

しかし、この談話の内容は、前述の被告らの口供書のそれとは、若干の点でくいちがっている。例えば前掲口供書によると、徴兵令にある「二百七十円」の免除金についての説明を戸長から聞いた村民は、それを村役人による金儲けと誤解して憤慨したといっているが、前掲の増田談話では、村役人が実際に金儲けをしたと述べている。増田談話のような事情も十分に考えられるが、事の真偽は何とも断定はできない。

また、襲撃をうけた家も、増田談話では「緒方」<sup>(23)</sup>「玉木」という家がふくまれているが、前掲口供書によると、そ

うした家はなく、別に「岡田」という村吏の家がある。この点は、口供書の記述を正しいと考うべきであろう。何となれば、増田談話は後年の又聞きであり、口供書は関係者の直接の告白だからである。

なお、前節においても一言したが、鶴田氏の再度の研究によると、高戸の旧家の文書の中に、血税騒動に関する現地村役人の書いた一文書が残っており、それにより崎津村の戸長は村民の襲撃で「手負」、熊本からは「取締衆五十四人」「本県官員衆数名」出張し「崎津村之人民百余名召捕」、さらに高戸においても、「人民数百人中或ハ海浜ニ集参員等吹立」てて騒いだという記事も紹介しておられる。<sup>(24)</sup>しかし、旧司法省に残された裁判関係文書をみる限りでは「戸長手負」の記事もなく、また高戸の村民が処罰された記録もない。

(1) 鹿島則泰「書物にのらぬ明治初年の話」に「血税とは血を絞られると云ふことで、東京では、横浜に外国人が沢山来て居て、日本の若い者の血を絞って葡萄酒を造り、それを吞ませるのだ。又毛布を赤く染めるのも、その血だ。といふやうなことをいった。それで葡萄酒は、血だと云ってその頃は決して吞まなかった。又若い者を、逆さに吊しておいて、血を搾るので、たらたら下に流れ出る血を採って、西洋人に吞ませるのだと云ふ様な見て来たやうな嘘を、云触らす者さへあった」とある(「漫談明治初年」・昭和二年・五九四頁)。明治六年十月二十六日・東京日日新聞には「血税の字(法蘭西語『アムボーージュ』と云ふ、『アムボー』は税なり、『ヂュ』は語なり、『サン』は血なり)人民の耳目に慣習せざる故、往々誤認を致せり」(句読点手塚、以下新聞記事同じ)としている。

さらに、当時の新聞には、「血税」誤解の一件が頻々と報道されている。例えば六月六日・郵便報知新聞には「頑民の下民御布告を誤解致し……若し召集に応じ上坂の上は、外国へ被差遣か、特に生血を絞り取らるゝ杯、御告諭中血税の字を誤解し云々(北条県よりの届―手塚註)」、六月八日・新聞雑誌には「頑愚ノ農民共無根ノ巷説ヲ信シ……其原ヲ探ルニ畢竟徵兵令中血税ノ二字ヲ誤解シ、生血ヲ絞ラル、杯、謂レナキ言ノミ言触シ云々(浜田県権令よりの届―手塚註)」、六月八日・東京日日新聞には「下毛郡の内にも前云々誤解の苦情より……頑民深く戸長を憎み、彼等は官の内命を受、百姓を欺きて外国へ渡し、生血を取らする手伝を致せり杯と罵る由云々(小倉県下よりの来書―手塚註)」、七月十六日・東京日日新聞には「讃岐国 六月廿六日頃ヨリ我然暴動、右原因ハ徵兵御規則、血税ノ条ヲ誤解シ云々(名東県よりの届―手塚註)」、八月三日・東京日日新聞には「島根県下、神門、桶縫、仁多、秋鹿等の郡村士民騒擾の儀は……此頃諸県の暴動に伝染し、折柄徵兵令血税の

二字、禍のたねとなり、徴兵となれば血をしぼられ云々、九月三日・東京日日新聞には「長崎管下平戸の頑民共、陰に煽動をなす者有之の由にて、かの血税の誤解、その他浮説妄談を信用し、大いに動揺なせしに付云々」などある。

(2)(3) 松下芳男「徴兵令制定史」、昭和十八年・二一九頁―二二二頁。

(4) 天草の崎津の場合、鶴田氏が指摘されているごとく、低生産力と生活困窮地であったから、徴兵によって労働力を奪われることに格別の不安を感じたこと、また天草には一揆の伝統があったこと（前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・九〇頁、九五頁）は、特別の原因として十分に考えられる。

(5)(6) 明治六年八月、「公文録」大蔵省の部二。なお、前節註5（本稿五頁）・参照。

(7)(8) 前掲「熊本県警察史」第一巻・八八頁―八九頁。

(9) 鶴田氏は「取締組天草出張所」と述べておられるが（前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・六八頁）、そうした名称の役所の存在は疑問である。

(10) 前掲「諸県口書」賊盜・明治七年七。

(11) 明治六年一月・太政官無号布告「徴兵令」の第六章第十二条に「全国ノ男児齡十七歳ヨリ國民軍籍ニ入り外寇或ハ有事ノ時ニ当リ隊伍ニ編入シ管内守衛トナルヘキヲ以テ前年十六歳ノ冬十一月十日迄ニ其親或ハ兄叔伯ニテモ育ミシ者ヨリ戸長ヘ左式ノ通り届出ヘシ一家ノ主人タル者ハ自分ヨリ届出ヘシ戸長之ヲ取調ヘ十一月廿日迄ニ所轄ノ区ヘ差出シ区长点検ノ上十一月三十日ヲ限リ区括リニシテ府県庁ヘ差出シ翌年ノ成丁簿ニ載セ置クヘシ（下略）」とある。戸長の十七歳男児調査は、この規定によるものと思われる。

(12) 前掲徴兵令第六章第十三条に「男児二十歳ニ至レハ兵役ニ就クヘキヲ以テ毎年十二月廿五日迄ニ府県庁ニ於テ十九歳ノ者ヲ調ヘ徴兵連名簿ニ載スルコトトス是故ニ十九歳ノ者ハ其年ノ十一月十日迄ニ前条十七歳ノ届式ノ如ク戸長ヘ届出テ戸長十一月廿日迄ニ成丁簿ヲ照シ現人ニ引合セ其内免役ニ適スル者ハ篤ト取調ヘ夫々簡条書相添区长ヘ差出シ区长ハ十一月三十日迄ニ区括リニシテ証印シ府県庁ヘ差出スヘシ（下略）」とある。戸長の二十歳男児調査は、この規定によるものと思われる。

(13) 前掲徴兵令第六章第十五条に「本年徴兵ニ当リ自己ノ便宜ニ由リ代人料金二百七十円上納願出ル者ハ常備後備兩軍共之ヲ免ス（下略）」とある。

(14) 前掲「白川県国史」・「熊本県史料」一、土屋、小野・前掲「明治初年農民騷擾録」・五五八頁。

(15)(16)(17) 鶴田氏の調査によると、当時、新井靖方は崎津村二七四番地に居住、二十六才、奥山重雅は同村二七二番地居住、

四十一才、森浦保政（正）は同村七三二番地居住、三十四才であった（前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二十号・七七頁）。

(18)(19) 註10に同じ。

(20) 註14に同じ。

(21) 鶴田・前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・六四頁。六六頁。鶴田氏は古老からの聞き書を「口書」と称して引用されているが、明治初年の場合、「口書」というのは、裁判所の調書の意味に使用される言葉である。本稿では、混乱をさけるため、敢て「談話」という言葉に改めて引用した。

(22) 鶴田・前掲論文・七三頁。

(23) 鶴田氏の調査によると、緒方家は崎津村二七二番、当主義恭（奥山重雅の長男で緒方家の養子となる）は十五才であるから「村吏」であったことに「疑問が残る」といわれている（前掲論文・七七頁。緒方家と奥山家とは同番地であるから（註16・参照）、義恭は実家の奥山家に同居していたのであろう。とすれば、奥山家への襲撃は、緒方家へのそれと同じであったことと思われる。

(24) 鶴田・前掲「徵用騒動の地域史研究」・天草史談第二一号・一一七頁―一一九頁。

### 三 裁判の経過と、その問題点

この騒動に際し、白川県は官員を現地に派遣して鎮撫に当らせると共に、騒動参加者を逮捕したことは、前節で述べた。

この頃、白川県には司法省の裁判所の設置はなく、裁判事務はすべて県の聴訟課の所管であった<sup>(1)</sup>。したがってこの騒動の逮捕者は、聴訟課断獄係の裁判に附せられたのである。前節で引用した吉川寅太郎他二名、浦部種松他四十三名、山下善太郎他四十八名の口供書（三通共に明治六年十月十四日付）の冒頭には、それぞれ次のような記載がある<sup>(3)</sup>。

白川県聴訟課調	掛	権少属	大塚元吉 <sup>(4)</sup>
		等外三等	島田津直

明治六年八月廿三日以来追々呼出

これにより、担当裁判官の氏名も明らかであり、また裁判は八月二十三日以降に開かれたことも判明する。そして口供書の日付の十月十四日が結審の日であったと推定される。ただこの裁判がどこで行われたのか明確でないが、おそらく白川県天草支庁（町山口）<sup>(5)</sup>で行われたのであろう。裁判の任に当たった大塚元吉が、六年八月十七日付で天草出張を命ぜられているのは、何よりの証拠であろう。

翌十一月二十八日、白川県は被告に対する適用条文並に量刑について、司法省に伺い出た。事案は通常の犯罪ではなく、政治的色彩のつよいものであったため、司法省へ稟議に及んだものと思われる。次の通りである。<sup>(7)</sup>

肥後国天草郡崎津村農

吉川寅太郎列御処置伺

肥後国天草郡崎津村農

吉川 寅太郎

同人弟

吉川 永一

同村農松永八百吉弟

松 永 寅 松

右者別紙罪案之通ニテ徴兵令血税等ノ儀ヲ誤解流言ヲ信用シ自村氏神社ニ打寄候折柄戸長出張説諭スルモ徹シ兼誰発意トナク口々ニ申言リ騒立候ノミナラス戸長詰所ニ押懸家居諸道具等打破ル始末兇徒聚衆ニ似テ事情甚タ異ナリ且天草ノ孤島タル土俗尤モ野鄙就中崎津今富両村ノ儀ハ頗ル愚蒙ヲ極メ一丁字ヲ知ラサル者多ク御布令ヲ解セス流言ニ眩迷シ遂ニ暴動斯ニ至ル其事

可憎ノ大ニシテ其情寛恕スヘキアリ兇徒聚衆条ニ問エハ重キニ過キ不応為ニ擬スレハ輕縱ニ失ス依テ徒党云々ニ付兼テ御制禁ノ旨アルニ違背スルヲ以論シ違制条ニ擬シ如何可有之哉然ルニ其首謀者ナク誰罪首ト定メガタク候ニ付坐スルニ均一ナラシムヘキ処畢竟此寅太郎列主ニ立相迫ル所ヨリ孰レモ同様付参リ自ラ首従ノ分有之候ニ付此三名ヲ首魁ト見做シ懲役百日宛懲役方法未タ被申付如何可有之哉  
行兼杖刑実決

但永一寅松儀ハ翌十五日副戸長新井靖方外四軒打破ノ節抜群ノ働キ致ス段罪魁タル者ニ候得共本文ト輕重ナク更ニ論セス且又永一ハ寅太郎ノ弟ニテ一家人俱ニ罪ヲ犯シ止タ尊長ヲ坐スルノ例ニ依ルヘキ処翌年十五日抜群相働ク等日ヲ異ニシ身自ラ犯スノ責アル者に付宥議ニ及ハス本議ノ通

肥後国天草郡崎津村漁業

浦部 種 松

列四十四人

右之者共別紙罪案ノ通ニテ前文吉川寅太郎列同断違制ニ問擬シ懲役一百日宛可申付哉ノ処畢竟寅太郎列先達相迫候処ヨリ此種松列モ同意随致シ俱ニ戸長詰所エ押懸ケ家居諸道具等打破ル次第右寅太郎列伺ニ論弁致シ置候通自ラ首従ノ分有之候ニ付随従者ト見做シ一等減懲役九十日宛申付如何可有之哉

但松田甚三郎弟松田嘉一(まこと)ハ一家人俱ニ罪ヲ犯セハ止タ尊長ヲ坐スト云例ニ依其罪ヲ免ス且種松列八人翌十五日尚又副戸長新井靖宅外四軒打破候エ共本文輕重ナク更ニ論セス

肥後国天草郡今富村農

山下 善太郎

列四十九人

右之者共別紙罪案之通ニテ崎津村小前共沸騰致シ役人ノ不正ト唱候ヲ承ルヨリ忽チ不快ヲ狹ミ棒ナド用意致シ崎津村エ押寄副戸長新井靖宅外四軒打破ス段不埒ノ至ニ候エ共前文浦部種松列ニ比スレハ情状稍輕ク候ニ付兇徒聚衆条例凡附和随行シ牆屋

ヲ毀シ者不応為重キニ問フトアルニ比照シ懲役七十日宛申付如何可有之哉  
右之通奉伺候也

明治六年十一月二十八日

白川県権令安岡良亮代理

白川県権参事 嘉悦氏 房 印

司法卿 大木 喬 作 殿

この伺にみられる事実認定、適用法令並に量刑を、整理してみると、次の通りである。

(1) 吉川寅太郎、吉川永一、松永寅松の三名は、戸長詰所襲撃の甲乙つけがたい主犯である。

(2) この主犯に対して改定律例の「兇徒聚衆条例」を適用することは、余りにも刑が重すぎて不適當である。例えはその第一五三条「凡衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ徵役十年從ハ一等ヲ減ス從ニシテ情輕キ者ハ二等ヲ減ス」を適用すると、もつとも軽い者も懲役五年である。また第一五一条「凡兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ハ懲役三年」を適用しても、懲役三年より軽くはできない。

(3) さりとて、改定律例第二八九条の「不応為条例」によると、「凡二人以上同ク不応為ヲ犯シ首タル者懲役三十日ニ該レハ從ハ懲役二十日首タル者懲役七十日ニ該レハ從ハ六十日ヲ科ス」とあり、最高でも懲役七十日で、これでは軽すぎる。

(4) そこで、この騒動を明治元年三月十五日・太政官布告「何事ニ由ラス宜シカラサル事ニ大勢申合セ候ヲ徒党ト唱ヘ徒党シテ強テ願ヒ事企ルヲ強訴トイヒ……堅ク御法度タリ云々」という制禁に違背した行動と考へ、改定律例第二八七条「違令条例」の「凡制ニ違フ者ハ懲役百日輕キ者ハ一等ヲ減ス」により、主犯三名をそれぞれ懲役百日に処する。

- (5) 浦部種松ら四十四人は、戸長詰所襲撃の際の吉川寅太郎らの従犯として一等減の懲役九十日に処する。
- (6) 村吏宅襲撃に参加した山下善太郎ら四十九名は、浦部ら四十四名よりもお情状が軽いから改定律例「兇徒聚衆条例」の第一五二条「凡附和随行シテ……其余牆屋ヲ毀ツ者ハ不応為重ニ問フ」に従い、新律綱領<sup>(10)</sup>「不応為」の「凡律令ニ正条ナシト雖モ。情理ニ於テ為スヲ得カラスルノ事ヲ為ス者ハ……事理重キ者ハ。杖七十」により杖七十とするが、それは改定律例第一条の「五刑条例」により懲役七十日に換えられる。
- (7) 松永寅松は、戸長詰所襲撃のみならず、翌日の村吏宅襲撃の主犯でもあるが、後者の罪については「二罪俱発」の場合「罪各等シキ者ハ一ノ実断ヲ以テ論ス」(改定律例第七〇条) によって「更ニ論セス」とする。浦部種松、増田幾松、岩下太郎松、岩下岩松、増田吉松、浦本三吉、出崎辰次郎らの村吏宅襲撃の件も同様である。
- (8) 吉川永一は、吉川寅太郎の弟である。新律綱領<sup>(11)</sup>「共犯罪分首従」によると「若シ一家人。共ニ罪ヲ犯セバ。止タ尊長ヲ坐シ。卑幼ハ論セス」とあるから、永一は寅太郎と共犯の件については処罰を免かれるが、村吏宅襲撃の一件については寅太郎は参加していないから、永一はその方の主犯の一人として処罰を免かれない。松田甚三の弟嘉市は、前述の規定によって其の罪を免ぜられた。
- (9) 白川県では「懲役」の刑は「被行兼<sup>(12)</sup>」から「杖刑」で「実決」することを上申した。答杖刑は新律綱領が採用している刑種であるが、明治五年四月、太政官布告第一一三号「懲役例図」を施行し、それまでの答杖刑に代えて懲役刑を採用した際、「即今便宜ノ懲役難取計府県ハ当分ノ内従来ノ答杖実決シ不苦候事」とし、懲役刑を実施できない府県には、当分の間、答杖刑の執行を認めた。しかし、翌六年六月十三日の改定律例(太政官布告第二〇六号)の施行(七月十日)によって、答杖刑はすべて廃止され、懲役を以てそれに換えることになった。改定律例施行後、約三カ月余を経て、なお懲役刑の実施を困難とする白川県の態度は怠慢であり、懲役の代りに杖刑を実施するという上申は違法であるといわざるを得ない。

以上に概括したごとく、白川県伺の法律適用は、まわりくどい操作を行っているが、主犯の者を出来る限り軽く罰せんとする意向はにじみでている。<sup>(14)</sup>

翌七年二月二十日、司法省は、白川県に対して次のような指令を發した。<sup>(15)</sup>

甲戌二月廿日付(欄外に書込—手塚註)

県 金田

徴兵ノ新令ニ誤解多ク悲歎切迫ノ余リ村民ノ集会所ニ至ルノ際戸長ノ説諭貫徹セス剩ヘ事自利ヲ謀ルニ出ルト疑ヒ多衆罵詈騒擾スルニヨリ戸長其場ヲ避ルル該犯等三人多衆ニ先立チ共ニ跡ヲ慕ヒ行クニ旧庄屋戸長ヲ隱慮セシムルヲ憤ルヨリ戸長ヲ毆打セヨト呼ハリ遂ニ居宅ヲ毀チ暴行諸家ニ及ホスノ事情兇徒聚衆ノ首ニ擬スヘカラサルヲ以テ  
第五百五十一條

兇徒聚衆ノ從ニシテ情輕キ者ヲ以テ論シ

各懲役三年

吉川 寅太郎  
吉川 永一  
松永 寅松

附和隨行シテ牆屋ヲ毀ツ者  
永一ハ一家共犯ト雖モ他日又身自ラ犯スヲ以テ免罪ノ限ニアラス

不応為ノ重ニ問シ

各懲役七十日

浦部 種松  
増田 幾松  
岩下 太郎松  
岩下 岩松  
増田 吉松

附和随行シテ牆屋ヲ毀ツ者事情ヲ酌量シ  
不応為条

不応為ノ輕ニ問擬シ

各懲役三十日

海付寅松

外三十五人

山下善太郎

外四十八人

内松田嘉市伺之通

各懲役三十日

長岡

県

青木

この指令書に捺されている印鑑で、この指令に関与した司法省官員の氏名が判明する。すなわち「県」は少判事県信緝、「金田」は少属金田正誠、「長岡」は権少判事長岡重弘、「青木」は中判事青木信寅であらう。<sup>(16)</sup>

この司法省指令における法律の適用は、寔にすつきりしており、主犯三人には改定律例第一五一条の兇徒聚衆条を適用し、従犯者には新律綱領の不応為の条の重と軽とを適用した。それがため主犯三人の量刑は、白川県伺の懲役百日より大巾に重くなり懲役三年となっている。また不応為の重に問われた八人は、六月十五日の村吏宅襲撃にも参加した崎津村々民である。

ところで、この司法省指令にみられる「海付寅松外三十五名」の氏名を、その口供書によって確認すると、次の通りである。<sup>(17)</sup> (全頁崎津村)。

海付寅松 (二十六年八カ月)、木浦種松 (二十六年二カ月)、松永伝三 (三十年三カ月)、金森末松 (二十四年)、松永八百松

(三十四年四ヵ月)、下田音松(熊四郎二男、二十六年八ヵ月)、岩下忠次郎(十作長男、二十八年五ヵ月)、中町五郎松(弁造長男、二十九年八ヵ月)、村内権三(長九郎長男、二十五年六ヵ月)、中村掉十(善次郎孫、十七年四ヵ月)、浦壁重八(百一弟、二十一年一ヵ月)、浦壁九八郎(勘次三男、十五年七ヵ月)、下町清次(初五郎長男、二十三年六ヵ月)、岩下作松(重作五男、十八年)、山下末松(三吉長男、二十年七ヵ月)、中鋪留次郎(松次郎弟、二十七年四ヵ月)、中町又一(八郎長男、十六年十ヵ月)、船津留次郎(三十年二ヵ月)、木浦寛一(二十七年四ヵ月)、海付福三(二十年十一ヵ月)、増田秋一(二十五年)、松田清吉(三十八年八ヵ月)、岩下戊三(三十六年二ヵ月)、中鋪才次郎(三十七年九ヵ月)、岩下汐三(三十四年二ヵ月)、船津沖太郎(二十一年六ヵ月)、浦壁伊吉(二十四年四ヵ月)、船津七太郎(四十五年四ヵ月)、木浦友一(二十三年六ヵ月)、松田甚三(二十五年六ヵ月)、岩下重三(二十七年十一ヵ月)、舛井善吉(二十九年七ヵ月)、山下久太郎(三十年七ヵ月)、山下仙太郎(三十七年八ヵ月)、吉上吉五郎(二十一年)、松田嘉市(甚三弟、二十三年一ヵ月、免罪)。

また、「山下善太郎外四十九名」の氏名を、同じく口供書によって確認すると、次の通りである。(全貫今富村)<sup>(18)</sup>

山下善太郎(四十七年九ヵ月)、大崎万九郎(五十三年五ヵ月)、平尾規六(四十八年八ヵ月)、松下平七(六十一年一ヵ月)、山下八三(四十九年一ヵ月)、平田金六(二十九年七ヵ月)、山下寛十(三十八年六ヵ月)、中川国吉(三十四年六ヵ月)、岩下恒太郎(三十七年九ヵ月)、田中磯次(三十三年八ヵ月)、中村友市(二十年二ヵ月)、大山鳥之十(三十六年十一ヵ月)、山下藤太郎(二十四年七ヵ月)、山下金五郎(三十七年八ヵ月)、尾下清次郎(三十一年四ヵ月)、出口己之作(四十七年八ヵ月)、大山彦次(五十年六ヵ月)、太田常松(三十六年七ヵ月)、山下国松(六十一年七ヵ月)、山下三次郎(四十年八ヵ月)、山下平次(二十九年六ヵ月)、新川久作(三十九年三ヵ月)、山下時次(三十九年四ヵ月)、山下戊三(四十四年九ヵ月)、山下乙松(太郎作長男、二十六年七ヵ月)、堀田重平<sup>(19)</sup>(三十五年三ヵ月)、山田幾松(三十六年七ヵ月)、井戸友平(三十一年)、太田権太郎(二十九年五ヵ月)、田中市松(二十三年四ヵ月)、大平長平(二十二年一ヵ月)、大平次吉(二十六年五ヵ月)、太田兵吉(四十六年九ヵ月)、大平幸六(五十三年七ヵ月)、太田松平(二十六年七ヵ月)、田中平次(二十七年三ヵ月)、田中三七(三十五年六ヵ月)、太田長松(二十六年二ヵ月)、田中徳平(二十六年七ヵ月)、太田三八(二十一年五ヵ月)、田中次平(三十五年七ヵ月)、大平菊平(四十九年四ヵ月)、太田幸作(四十四年七ヵ月)、太平和藤太(四十三年八ヵ月)、田中平内(四十三年八ヵ月)、田中寅平(四十四年五ヵ月)、太田安吉(二十一年五ヵ月)、田中成三郎(二十九年四ヵ月)、太平峯松(三十年二ヵ月)

氏名		続柄	事件時 年令	氏名		続柄	生存期間	事件時 年令	死亡 年令	備考
吉川寅太郎	吉川 永一	寅太郎弟	三二年 一カ月	吉川寅太郎	伝九郎 長男	天保十二年— 昭和九年	36	94	両者の年令が五才ちがう。	
松永寅松	松永 寅松	八百吉弟	二四年 二カ月	松永寅松	貞松三男	嘉永六年— 明治九年	21	24	両者の年令が五才ちがう。	
松田甚三	松田 甚三		二五年 六カ月	松田甚三郎	戸籍なし				白川県伺の「甚三郎」は誤り（本稿二六頁註8・参照）。	
浦部種松	浦部 種松		二四年 四カ月	浦部種松	出崎千次 郎の子	嘉永四年— 明治十年	23	27		
増田幾松	増田 幾松		二一年 七カ月	増田幾松	光三の子	嘉永五年— 大正十三年	22	72		
岩下太郎松	岩下 太郎松		一九年	出崎太郎松		天保十二年— 明治三十八年	32	64	岩下太郎松と出崎太郎松は年令がちがう。別人か？	

なお、これら関係者の内、前述の熊本県立図書館蔵「明治五年・公文類纂」所収の「白川県伺」によって、氏名の判明する者十五名について、鶴田氏は詳細な戸籍調査を行っておられる。この調査の結果の各関係者の年令と、口供書にみえている年令とを比較すると若干の相違があり、鶴田氏の調査結果には、疑問の点もあるように思われる。それらを次に表示してみたい。

松田 嘉市	海附 寅松	山下 善太郎	山下 幾松	出崎辰次郎	浦本 三吉	増田 吉松	岩下 岩松
弟 甚三の				子 岩松の	子 浜三の	子 六郎の	子 次郎の
	二六年 八カ月	四七年 九カ月	二九年	二九年 三カ月	二六年	二一年 六カ月	三〇年 一カ月
松田 嘉一	海附 寅松	山下 善太郎	山下 幾松	出崎辰次郎	浦本 三吉	増田 吉松	岩下 岩松
弟 甚三郎の	子 宇太三の	善作の子	男 七介の長	子 幾太郎の	浜三の子	六郎長男	次郎の子
		?	弘化元年   昭和四年	弘化元年   明治九年	弘化四年   明治九年か十三年	嘉永五年   大正九年	文政三年   明治十九年
戸籍なし	20	33	30	30	27	27	31
	35	78	86	33	34?	69	44
白川県同の「嘉一」は誤り(本稿二六頁註9参照)	両者の年令が六才ちがう。		両者の年令が十四才ちがう。		両者の年令が五才ちがう。		

附記 鶴田氏は「事件が明治六年であるが、その後十年までの四年間に四人、その後二十年まで三人、明治末まで一人、大正に三人、昭和九年まで二人というぐわいに、半数が早死している。このことは先に『増田為市口書』のところで述べたように、ひどい拷問が影響したかもしれないと思われるのである」といわれている(前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・七六頁)。鶴田氏が示しておられる十三人の死亡年令の平均は、五十三・六才である。九十四才の長寿を保った吉川寅太郎を除く十二人の平均年令でも四十八・五才である。明治三年―八年の日本人男性の平均死亡年令は、三十五・四八―三十五・七六才である(安川正彬、広岡桂二郎「明治・大正年間の人口推計と人口動態」・三田学会雑誌第六五卷二、三合併号・昭和四十七年・四頁)ことからみると、関係者が格別に早死したとは到底考えられない。また鶴田氏が紹介されている増田為市談話(本稿二三頁に引用)には、後にも述べるごとく「杖刑」の事実は語っているが、拷問のことは全く述べていない。

各府県の聴訟課が、司法省指令を受けた場合、その指令の内容を判決文に書き改め、聴訟課の名で被告に言渡すのが、順序であつた。<sup>(22)</sup>しかし、白川県がいつ判決の言渡を行ったかは、残念ながらわからない。

ところが、この事件の場合、白川県が司法省指令通りの量刑を言渡し、その刑を執行したかどうかについて疑問を抱かせるような史料がある。それは鶴田氏が紹介しておられ、前にも、その一部を引用した増田為市の談話である。それは、次のようなものである。<sup>(23)</sup>

崎津のことがすぐ町山口(本渡)の役所に知れて、邏卒と役人数十人が山手(今富)と浜手(一町田の方から)二手から逮捕に来ました。そして捕縛されて、町山口の役所に連れて行かれた者は、みんな六〇人から八〇人ぐらいの多勢でした。役所ではすぐ取り調べもしないで、懲罰として棒刑に処しました。それは六尺の棒で這はせている尻を打たれたのです。はじめは椎ノ木の丸太で打たれたのですが、尻にあたる前に棒の先が土に着くので尻にあたる率が弱かったようです。下役人は少し加減してそうしたようですが、ところがそれを命令していた上役人はそれではいかんと云って、棒の先が土についても尻にあたる率の強い柔軟性のあるぐみの木に変えさせて打たせたのです。その回数をはじめは百二十回から九十回の者もありましたが、翌日は村吏の玉木氏が役所をお願いに行つてから三十回に変えられました。それは自分等役人達がうしろめたいのでそうしたのです。最初に打たれたのは山下幾松氏でしたが、はじめの一パツでわめいて死んだまねをしたのであとまわしてまた打たれました。襦袢の上から打たれたのです。棒にはきれをまいてあつたが、しかし回数が多かったので、襦袢は切れ尻の皮も破け、真紅な血が出てちようどさくろが割れたようになったのです。そうまでならない場合も打たれたところが肉出血してつぐま(ま)ろくなり尻全体が大きく腫あがつたりしました。ほんとうにごんごにぜつしたのです。棒刑がすむと調べもせず(ま)に釈放しました。歩けるものはその日の内に仲間同志が助け合いながら、豆腐を買って冷したりしてから村へ帰つて来ました。中心人物の吉川寅太郎氏はとくにひどく打たれたためにすぐ帰ることができませんでした。そのことを聞いた身内の者が船で迎えに行つて一週間目によく連れて来ましたが、布団の上に寝かせてもそれからはみ出すくらい腫れていました。ところが弟の吉川永一氏と松永寅松氏はその後村へは帰つて来ませんでした。永久に(24)。もしかすると打ち殺されたのではないのでしょうか？ このとき打たれた者で早死したのが多いが、やはり打たれたのが影響しているのではないのでしょうか？ 懲役がなかったようですが、このようなお上のことは実にひどかったです。下々の者はいつものいたげられたのです。

この談話には、事実を誇張していると思われる点がないわけではない。例えば「役所ではすぐ取調べもしないで、懲罰として棒刑に処しました」とあるが、前にも述べた通り、八月二十三日以降に裁判が開かれ、十月十四日に結審、十一月二十八日に司法省に量刑を伺い、翌七年二月二十日の司法省指令をうけて事の処理に当たっているから、「すぐ取調べしないで云々」とは決して云えない。白川県は当時の裁判として必要な手続は、十分にふんでいるのである。また、関係者が「早死」したという点も、前にも述べたごとく、かならずしも事実とはいえない。

しかし、この談話の大筋すなわち懲役刑を行わず、杖刑（談話では棒刑という）が行われたという話の内容、とくに主犯の一人吉川寅太郎が懲役ではなく杖刑に処せられ、一週間後に村へ帰ったというところは、決して架空のこととは考えられない。

とすると、司法省指令にいう懲役三十日、懲役七十日、懲役三年という刑を、白川県は執行せず、その代りとして全員に杖刑を実施したとみてよからう。これは前にも述べたごとく法令違反の取扱いといえる。懲役三十日と七十日は、懲役刑実施以前の杖刑では、それぞれ杖三十と七十に該当するから、それを以て代用したとしても恕すべき点もあるが、懲役三年は、それに匹敵する杖刑はない。したがって懲役三年を杖刑を以て代用することは、いかなる場合にも不可能の筈、それを敢て行つたとすれば、白川県は司法省指令に反し、随分と思ひ切つた処置を採つたものといわざるを得ない。

さらに増田談話にいわゆる「棒刑」の用具であるが、同談話では「椎ノ木」の六尺棒あるいは「ぐみの木」の棒が使用されたとしているが、これが事実とすれば、これも新律綱領に規定の杖刑の用具とは異なる。新律綱領の杖は「大頭。濶サ。曲尺八分。厚サ二分五厘。小頭。濶サ五分。厚サ大頭ニ同シ。長サ二尺一寸三分。麻ヲ以テ。堅ニ之ヲ裹ミ。大頭ハ。断余ヲ一寸三分。小頭ハ。七分ヲ片頭ニ剩ス。外囲。大頭。二寸六分。小頭一寸八分」とされてゐた。白川県の場合、明治三年の新律綱領施行後、この杖刑の用具も使用していなかったのであろうか。

また、杖の回数であるが、増田談話にいう「三十回」は懲役三十日の代用として理解できるが、同談話にいう「百二十回から九十回」というのは、本来の杖刑にもない回数である。<sup>(26)</sup>それが事実とすれば、そうした異例の回数の杖刑が、懲役三年囚に対する代用処置であったのかも知れない。

増田談話は、以上に述べたごとく、白川県の法律的処置は、司法省指令の懲役ではなく、杖刑であったことを示す貴重な伝承であるといえよう。ところが、前にも一言したごとく鶴田氏はこの増田談話は、はげしい拷問の事実を語ったものとされている。<sup>(27)</sup>拷問は被疑者に自白を強要する手段であり、刑罰ではない。増田談話は刑罰としての「棒刑」の模様を語っているのであって、拷問のことは全く述べていない。鶴田氏の理解は、早合点というべきであろう。

それでは、白川県はなぜ懲役に代えて杖刑を実施したのか。鶴田氏はその理由として「原地の大衆の感情は一揆勢に同情的であった……そういうなかでは、実際に懲役を実施することが困難だったろう」と推測されている。<sup>(28)</sup>しかし、当時の府県聴訟課が、住民の同情の声に圧倒されて、当然に行うべき懲役刑の執行をためらうというがごときことは、私には全く考えられない。白川県が懲役刑を行わなかったのは、前にも述べたごとく、百名に近い懲役囚を一挙に収容する施設がなかったことが、原因の全てであると、私には思われる。司法省に対する白川県伺に、前に述べたごとく「懲役方法未タ被行兼」とあるは、その何よりの証拠であろう。

天草血税騒動に関する裁判の経緯は、以上に述べた通りであるが、改定律例施行後、数カ月を経た時点において、白川県が司法省の懲役刑に処すべしとする指令を無視し、改定律例によって全廃された筈の杖刑を実施した点<sup>(29)</sup>は、この裁判を巡るもっとも重要な問題点であったといえよう。

(1) (2) 前掲「熊本県警察史」第一巻・八四頁。

(3) 前掲「諸県口書」賊盜・明治七年七。

(4) 大塚元吉は、旧熊本藩士旧名和太、明治五年二月二十九日に権少属、六年八月十七日天草出張、六年十二月二十五日に少属に進む(「白川県国史」附録・官員履歴・前掲「熊本県史料」五、九年十一月二十五日に兼任四等警部、翌十年一月三十一日

に七等警部（等級改正、同年四月二十二日に免官（『熊本県国史』・制度ノ部・官員履歴・明治九年・前掲「熊本県史料」十二）。大塚は西南戦争勃発当初の頃は、水俣に出張して偵察係として活躍し、その報告書も残っているが（『西南役側面史』・昭和十四年・一二頁以下）、その後、西郷軍に参加した（前掲書・二八頁）。免官はそれがためである。終戦後の同年十一月、彼は九州臨時裁判所で「除族、懲役一年」の刑を宣告された（前掲「熊本県警察史」第一巻・一〇九六頁。その後の消息は、私は全く知らない。等外三等嶋田津直の経歴は、残念ながら全くわからない。

(5) 白川県の天草支庁（出張所）は、明治六年三月二十八日に富岡から町山口村へ移った（前掲「熊本県史」近代篇1・二七二頁）。

(6) 註4・参照。

(7) 註3に同じ。この白川県伺は、本稿「はしがき」で述べたごとく、熊本県立図書館蔵「明治五年・公文類纂」中にもふくまれており、それは圭室教授によって覆刻、紹介されている。ところが、この文書には「浦部種松」の項で「列四十四名」という文字が脱落している（圭室・前掲「明治初年熊本県関係農民騒擾録」（一）・熊本史学第九号・五二頁）。

(8)(9) 前掲「浦部種松他四十三名の口供書」の署名によれば「松田甚三郎」「松田嘉一」は誤記であり、「松田甚三」「松田嘉市」が正しい（前掲「諸県口書」賊盜・明治七年・七）。

(10)(11) 改定律例（明治六年七月）に規定のない条項は、新律綱領（明治三年十二月）が、その効力を保持していた。詳しくは拙稿「明治六年太政官布告第六十五号の効力」・「明治刑法史の研究上」・「手塚豊著作集」第四巻・昭和五十九年・一三八頁以下参照。

(12) 当時の白川県では、県庁内に本牢があり、旧肥後藩の厩跡に新牢が設けられて居り、前者が「囚獄所」（未決監）、後者は「懲役所」と呼ばれていた（前掲「熊本県警察史」第一巻・八三二頁）から、熊本には、小規模であったとは思われるが、懲役囚を収容する設備があったとみていい。しかし、天草の場合、明治六年一月、八代県が白川県に併合されたとき、白川県聴訟課が、八代県天草出張所町山口牢舎を引継ぎ、白川県町山口牢舎としたというが（前掲書・八四〇頁）、その規模はきわめて小さく、未決監のみで懲役の施設はなかったものと推察される。何となれば明治十四年四月、監獄職員の官名変更が行われた際の記録で、町山口監獄分署の職員をみるに、僅かに五名を数えるにすぎないからである（前掲書・八三七頁―八三八頁）。このような事情から白川県は、天草における懲役刑の実行を困難と考え、杖刑を以て代えることを希望したのと思われる。それにしても、百名にも及ぶ逮捕者を町山口牢舎が収容しえたとは考えられない。とすると、逮捕者をどこに収容して裁判を

行ったのであろうか。そのような詳しいことがわからないのは寔に残念である。

(13) 前掲「懲役囚」(本稿一七頁参照)によると、答十は懲役十日、答二十は懲役二十日、答三十は懲役三十日、答四十は懲役四十日、答五十は懲役五十日、杖六十は懲役六十日、杖七十は懲役七十日、杖八十は懲役八十日、杖九十は懲役九十日、杖百は懲役百日に換えられた。

(14) 懲役刑を回避し、杖刑を以て代用せんとした白川県は、前掲「懲役囚」の換刑を逆算して、懲役百日以上の刑は杖刑に代えることが不可能と考え、主犯の刑を「懲役百日」になるように、法律操作を行ったものとも推定される。

(15) 註3に同じ。この指令は、前にも述べたごとく熊本県立図書館蔵「公文類纂」中にもふくまれているが(本稿三頁・参照)、それは次のような記事であり、主要な点で脱落がある。

不応為条不応為重ニ問シ

懲役七十日

浦部	種松	増田	幾松
岩下	太郎松	岩下	岩松
増田	吉松	浦本	吉三
出崎	辰次郎	山下	幾松

不応為条不応為軽ニ問擬シ

懲役三十日

内松田嘉市何之通

不応為条不応為ノ軽ニ問擬シ

懲役三十日

海付	寅松
外	三十五人

右の記事には、吉川寅太郎、吉川永一、松永寅松ら三名の改定律例第一五一条による「各懲役三年」という文章が完全に洩れている。さらに浦部種松他七名に対しての「附和随行シテ牆屋ヲ毀ツ者」という文言、海付寅松他三十五人に対しての「附和随行シテ牆屋ヲ毀ツ者事情ヲ酌量シ」の文言、そして「山下善太郎外四十八人」という字などが完全に脱落している。県の公文書にこのような重要な誤りがあることは、全く理解に苦しむ。

そして、この不完全な司法省指令の文書を覆刻された豊室教授は、さらにまた次のように誤って引用された。

不応為条不応為重ニ問擬シ、浦部種松・増田幾松、懲役七十日。岩下太郎松・岩下岩松・増田吉松・浦本吉三・出崎辰

次郎・山下幾松、不応為条不応為輕ニ間擬シ、懲役三十日。松永寅松外三十五人、内松田嘉市何之通、不応為輕ニ間擬シ、懲役三十日。

圭室教授は、この司法省指令中に、白川県から司法省への伺中にでている（註6・参照）吉川寅太郎、吉川永一、松永寅松ら三名の名前がないことを疑問とし、「海付寅松」は「松永寅松」の誤りと速断して、右の様に名前を訂正して発表されたのであろう。吉川兄弟は「外三十五人」の中にふくまれていて考えられたのであろうか。それにしても、浦部種松他一名が懲役七十日、岩下太郎松他五名が懲役三十日となっている点は、覆刻原本である前掲「公文類纂」の文章の不注意な読み間違いといわざるを得ない。

なお、鶴田文史氏は、前掲「公文類纂」中の司法省指令中に（同氏はこれを白川県の判決文であると、誤解されている）吉川寅太郎、吉川永一、松永寅松の名前がないことから、白川県から司法省への伺にみえて「懲役百日」が、そのまま決定したものと推測されている（鶴田、前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・六四頁、六九頁）。この推察は当たっていない。しかし、県庁の公文書である「公文類纂」に重要な字句の脱落があるなどということは、凡そ考えられないことであるから、無理もない推測であろう。

(16) 明治七年「官員録」・一〇一枚裏、一〇二枚表、一〇四枚裏。

(17) (18) 註3に同じ。

(19) 堀田重平以下の者は「今富村」の内「小嶋郷」の農民である。

(20) 註3に同じ。

(21) 鶴田・前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・一〇四頁。

(22) 聴訟課判決の実例として、私は額田県のものを一括して紹介したことがある（拙稿「明治五年・額田県断刑簿」・「明治刑学史の研究（上）」・「手塚豊著作集第四巻」・七五頁以下参照）。

(23) 鶴田・前掲「血税騒動の地域研究」・天草史談第二〇号・六六頁―六七頁。

(24) 想像を逞しゅうすると、吉川永一と松永寅松の両名だけは、実際に懲役刑を執行され（熊本へ送致？）、獄死したとも考えられる。その場合、同じ主犯でありながら、吉川寅太郎だけが、懲役刑の執行をなぜ免かれたのかという疑問が生ずるかも知れない。吉川永一と松永寅松は、七月十四、十五日の襲撃を指揮したのに反し、吉川寅太郎は十四日のそれだけに関係していることが、宥恕の原因とみること出来よう。しかし、以上に述べたことは、単なる推測の域を出ない。あたらしい史料の

出現が待たれる。

(25) 註13・参照。

(26) 新律綱領の杖刑は、最高が百である(名例律上五刑)。因みに新律綱領には拷問に使用する「訊杖」についての規定がある(首巻・図)。しかし、その回数については何の規定もない。回数の規定があるのは、刑罰としての笞杖刑である。

(27) 鶴田・前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・七一頁、七三頁、七六頁。さらに鶴田氏は、その後の論考では、「一揆勢は、取締組三十人によって逮捕され、町山口村にある取締組天草出張所(本稿一二頁註9・参照―手塚註)に連行されて拷問を受けたのである。それは椎ノ木の六尺棒で這わせている尻を多いのは百二十回も打たれ、尻はざくろが赤く割れたようになったとのことである(『増田為市口書』)。その後十一月二十八日付で「処置伺」が「白川県権令」より「司法卿」へ出された。」(前掲「幕藩から明治への人民の闘い」・歴史地理第一七一号・三五頁)といわれている。増田談話にいう「六尺棒」の「たたき」が拷問であるとするならば、当然に、白川県から司法省への伺は、その後の出来事とみななければならない。しかし、増田談話は、「棒刑がすむと調べもせずには釈放しました」(本稿二三頁参照)と述べており、その「たたき」は明らかに拷問ではなく刑罰である。とすると、その「たたき」の後に、白川県が司法省へ伺を出すということはありえない。この矛盾に気がつかれたのか、鶴田氏は、その後の論考では「本庁から『権大属』、『権少属』をはじめ『取締組三十人』が出張して来て逮捕し、『口書』(増田談話を指す―手塚註)にみられるような棒刑(『杖刑』)に処した」と述べておられる(『天草』明治三大騒動」と近代熊本」・『近代熊本』第一七号・一一八頁)。この記述からみると、鶴田氏は、増田談話にいう「たたき」は拷問ではなく「杖刑」であると、考えを改められたように思われる。ところが、鶴田氏は同じ論文の中で、関係者の「早死」説を肯定し(本稿二三頁参照)、『増田為市口書』にあるようにひどい拷問が影響したのかもしれない(前掲論文・一一七頁―一一八頁)と、相変らず「拷問」説も述べておられる。増田談話にいう「たたき」は、拷問か刑罰か、鶴田氏の理解には、混乱があるものとみていい。

(28) 鶴田・前掲「血税騒動の地域史研究」・天草史談第二〇号・七一頁。

(29) この場合、白川県は関係被告に、どんな判決言渡を行ったのか、寔に興味ある点であるが、それに関する史料はみあたらない。将来の発見が待たれる。

#### 四 むすび

天草血税騒動の状況および裁判の経過は、前節までにおいて一応説明した通りである。その際、私は、白川県が量刑に関する司法省の指令を無視して、勝手な処置を採った模様であることを指摘した。こうした現象は、明治前期すなわち明治政府の権威が十分に確立しなかった当時においては、かならずしも珍しいことではなかった。かつて私は「国家的刑罰権と非国家的刑罰権——明治前期の場合に関する一未定稿——」を発表し、その問題を考察したことがある。<sup>(1)</sup>ここにいう「国家的刑罰権」とは、明治政府が採った刑事法的措置であり、「非国家的刑罰権」とは、政府の企図とは無関係な、そして或る場合には政府の方針に反して採った藩、府、県の刑事法的措置を意味したのである。その場合、私は、明治二十三年の明治憲法発布以前を四期すなわち（一）は明治政府の樹立から明治三年十二月の新律綱領制定までの期間、（二）はそれから明治五年はじめの廃藩置県が実質的に完成するまでの期間、（三）はそれから明治十四年末の新律綱領、改定律例廃止までの期間、（四）はそれ以後、明治憲法発布までの期間に分け、<sup>(2)</sup>それぞれの時期の状況を考察したのである。その間、明治政府の権威の伸長に伴い、遂次「非国家的刑罰権」が減退したことはいうまでもない。

天草血税一揆の裁判は、前述の分類では、丁度（三）の時期に行われたものである。この時期における「非国家的刑罰権」が行われている実例として、私が前掲論文で挙示したのは、明治五年の新潟県で行われていた「追込」「放役」などの刑（これらの刑種は、新律綱領にはない）、北海道において明治十一年四月まで行われたという笞刑（前に述べたごとく明治六年の改定律例で廃止された筈）、および姦通罪に対する「裸体刑」、さらに鹿児島県において行われていた「奴婢刑」（地方の士民の家に給役）および島への「流刑」などであった。<sup>(3)</sup>

白川県が司法省指令にみられる懲役刑を回避し、杖刑を以てそれに代えた措置は、県独自の「非国家的刑罰権」の

行使の一例とみることができ。

当時の白川県はいわゆる「安岡県政」<sup>(4)</sup>の時代であった。権令安岡良亮（県令は欠）は、それまで県政を支配していた実学党を一掃し、明治政府の企図を忠実に行わせるため、内務卿大久保利通がとくに派遣した彼の信任厚い腹心であった。<sup>(5)</sup>隣県の鹿児島が明治政府の威令の及ばない「隠然一独立国のごとき觀を呈した県」<sup>(6)</sup>であったのと、好対照をなしていた。この鹿児島県に旧藩時代の刑事法的処置が残存していたのは、明治政府に対する反抗のあかしとして理解することができる。しかし、明治政府の方針に忠実であるべき白川県が司法省の指令に敢て反する措置にでたのはなぜなのか。それは、前節でも一言したごとく、懲役刑を執行する設備がなかったため、止むを得ず杖刑を以てそれに代えたとしか考えられない。

当時、懲役場の設備の十分でない地方は、白川県以外にも相当あったことと思われる。とすると、白川県の採った措置は——それは明治刑法史においてこれまで余り注意を惹かなかったことであるが、看過すべき問題ではない筈である——他の府県においても類似の事件が少なからずあったことを示唆している。将来、この問題に関する研究の進展が期待される。

- (1) 拙稿「国家的刑罰権と非国家的刑罰権——明治前期の場合に関する一未定稿——」・前掲「明治刑法史の研究」上・一九七頁以下。
- (2) 前掲拙稿・前掲書・一九八頁—一九九頁。
- (3) 前掲拙稿・前掲書・二〇六頁—二〇七頁。
- (4) 前掲「熊本県議会史」第一巻・二八八頁。
- (5) 森田・前掲「熊本県の歴史」・二六七頁、前掲「熊本県の歴史」第五巻・七二頁。
- (6) 石井良助「明治文化史・法制編」・昭和二十九年・一八頁。

後記 本稿起草に際し、安川正彬氏（慶大教授）、吉本明氏（熊本県警本部）、上村希美雄氏（熊本の郷土史家）、中山勝君、根本敬彦君から格別の御支援をうけた。ここに記してその学恩を謝す。

（二月十五日稿）